主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人野田底司の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を 精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月一日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁 | 判官 | 眞 | 野 |   |   | 毅 |
|------|----|---|---|---|---|---|
| 裁    | 判官 | 澤 | 田 | 竹 | 治 | 郎 |
| 裁    | 判官 | 产 | 藤 | 悠 |   | 輔 |
| 裁    | 判官 | 岩 | 松 | Ξ |   | 郎 |